

# 第273回奄美大島海区漁業調整委員会

## 議 事 録

### 1 日程等

- (1) 日 時 令和5年10月20日（金） 14:55～15:25
- (2) 場 所 大島支庁本館4階中会議室
- (3) 出席者 別添「出席者名簿」のとおり

### 2 議事内容及び結果

- (1) ソデイカはえ縄漁業の承認申請について（協議）  
→ 原案のとおり承認する旨決定。
- (2) 令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会による国の関係省庁への要望活動について（報告）
- (3) その他

令和5年10月20日午後2時55分開会

【開 会】

山之内事務局長	<p>それでは、少し早いですけれども委員の皆さまおそろいですので、ただ今から第273回奄美大島海区漁業調整委員会を開催いたします。</p> <p>本日は委員10名全員の出席をいただいておりますので、本委員会は成立いたします。</p> <p>では、早速議事に入りますが、議事を進めるにあたり、委員の皆様が発言される場合は必ず挙手していただき、会長から名前を呼ばれてから発言していただくようお願いいたします。</p> <p>それでは、茂野会長から御挨拶と、併せまして議事の進行をお願いいたします。</p>
茂野会長	<p>皆さん、こんにちは。今日はお忙しい中全員出席いただきましてありがとうございます。</p> <p>それでは、議事に入る前に、今回の議事録署名者を「中田委員」と「鳥居委員」にお願いしたいと思いますが、よろしいですか。</p>
各委員	<p>(異議なし)</p>
茂野会長	<p>それでは今回は中田委員と鳥居委員にお願いします。</p> <p>また、会長が委員として意見を述べるときは、会長代行を奥田委員とすることで御了承をお願いいたします。</p>

【議事1 ソデイカはえ縄漁業の承認申請について（協議）】

茂野会長	<p>それでは、議事1【ソデイカはえ縄漁業の承認申請について】を議題といたします。この件は、協議事項となっています。それでは、事務局から説明をお願いします。</p>
------	--

事務局の丸山です。本日はよろしくお願いたします。議事1について御説明いたします。資料1を御覧ください。「ソデイカはえ縄漁業の承認申請について」でございます。

まず、ページが飛びますが14ページを御覧ください。ソデイカ採捕に係る委員会指示を載せてございます。この中の2の操業の承認という規定に「奄美大島海区において、ソデイカはえ縄漁業を操業しようとする者は、別に定める「ソデイカ漁業の承認取扱要領」により、使用する漁船ごとに奄美大島海区漁業調整委員会の承認を受けなければならない。」と規定されております。この規定に基づきまして、令和5年11月1日から令和6年5月31日までの操業につきまして、指宿漁協所属の漁業者から1件、県漁協喜入町支所所属の漁業者から1件の合計2件の申請書が提出されましたので、承認の可否について御協議いただくものでございます。

それでは、ページ戻りまして資料の1ページを御覧ください。申請の概要について説明させていただきます。

まず、1の「申請者」について、1件目の申請者は、有限会社高治丸でございます。使用船舶は高治丸で、総トン数は13トン、馬力数は423キロワットでございます。この高治丸につきましては、平成25年度からの継続申請ですが、令和4年11月から令和5年5月のシーズンの漁獲実績が約22トンとなっております。但し、この実績は全てソデイカ旗流し漁業による実績で、ソデイカはえ縄漁業としての実績は0トンということで報告がありました。

そして、2件目の申請者は、県漁協喜入町支所所属の春日水産有限会社でございます。使用船舶は凧丸で、総トン数は19.99トン、馬力は435キロワットでございます。春日水産については、平成30年度からの継続申請で、令和4年11月からのシーズンの漁獲実績は約0トンでした。

次に、2の「申請書類」について、承認申請書及び添付書類を事務局において審査しましたところ、「ソデイカ漁業の承認取扱要領」に定める関係書類は全てそろっておりました。

それでは、2ページ以降にあります申請書類に基づいて、具体的な内容について御説明いたします。まず、2ページが有限会社高治丸の申請書になります。使用漁船は総トン数13トンの高治丸、従業者は3名となっております。次に3ページが操業区域図でございます。斜線で示された部分が操業海域ですが、奄美群島から50海里以内の区域が除かれており、委員会指示第7の「最大高潮時海岸線から50海里以内で操業しては

ならない」の規定が順守されております。4ページが漁具図でございます。擬餌針数について、100セット×3本の合計300針となっております。委員会指示第6の(1)の350針以内の規定が順守されております。次に5ページに所属組合長の意見書がございますが、「組合員の漁業経営の向上及び生活安定のため必要と認めるので、承認してほしい」旨の内容となっております。令和4年11月からのシーズンの実績報告書につきましては、6～7ページのとおりでございます。先ほど申し上げましたとおり、7ページにある旗流し漁業で約22トンの漁獲実績がある一方、6ページのはえ縄漁業としての実績は0トンということでした。以上が、有限会社高治丸の申請内容等でございます。

次に春日水産有限会社でございます。8ページが申請書になります。使用漁船は総トン数19.99トンの凧丸、従業者は2名となっております。次の9ページの操業位置図、10ページの漁具図は、先ほどの有限会社高治丸の申請内容と同様になっておりますので、説明は省略させていただきます。次に、11ページの所属組合長の意見書でございますが、経営安定のためソデイカはえ縄漁を実施しており、今後とも水揚の増加に努めようとしているので承認していただきたいとのごとでございます。令和4年11月からのシーズンの実績報告書につきましては、12～13ページのとおりでございます。12ページの(ソデイカ)はえ縄漁業、13ページの(ソデイカ)旗流し漁業のいずれも実績は0ということで報告がございました。以上が申請内容になります。

続きまして、ページが飛びますが20ページをお開きください。「ソデイカはえ縄漁業の承認等に関する取扱方針」でございます。この中で、「2」に承認の対象者、「3(1)」に承認件数、「3(2)」に漁船のトン数の制限について規定されております。まず、「2」の承認対象者について、(1)で「現在、当該漁業の承認を受けている者であって、申請日前1年以内に当該漁業の操業実績がある者。」となっております。今回の2申請者はいずれも継続申請者にはなりますが、実績報告書にもあり過去1年以内のソデイカはえ縄漁業の操業実績がございません。一方、申請者は引き続きソデイカはえ縄漁の操業を希望しており、また、有限会社高治丸の所属する指宿漁業協同組合からは、「組合員の漁業経営の向上及び生活安定のため必要と認めるので、承認してほしい」との意見があり、さらに、春日水産有限会社の所属する鹿児島県漁協喜入町支所からは、「当該組合員は経営安定のためにソデイカはえ縄漁業も操業しており、直近の漁業期では、天候等の問題もあり水揚げにはつながらなかったものの、今後とも水揚の増加に努めようとしているので承認していただきたい」との意見もありましたので、2の承認の対象者については、(2)の「漁業振興を図るため、委員会が特に認めた者」に該当するものとして取扱いをお願いしたいと考えております。

次に3(1)の承認件数につきましては、今回の申請者は、いずれも奄美群島外からの申請者ということで、3(1)のイにおいて群島外の上限は5件と定められております。今回の申請件数が2件で、現時点において、今後申請が上がってくる予定はないため、今回すべて承認されたとしても承認件数2件で上限に達することはございません。次に、3(2)の使用漁船のトン数でございますが、今回の申請者につきましては、2隻とも20トン未満となっておりますので、(使用漁船は20トン未満と)定められている条件を満たしております。

以上、御説明いたしましたとおり、有限会社高治丸、春日水産有限会社の2申請につきましては、事務局としては、委員会指示等で定められた要件をすべて満たしており、いずれの申請も承認いただいて問題ないということをお願いできればと存じます。

説明は以上になります。よろしく申し上げます。

茂野会長

説明が終わりましたが、御意見や御質問はありませんか。

杉委員

申請していて昨年度は実績がなかったということですが、それ以前の実績というものはあるのでしょうか。

丸山書記

令和3年度以前においては、いずれの申請者についてもソデイカはえ縄漁業の実績はあるとして報告されているところです。

杉委員

こちらが漁をしている中で、無線とかのやり取りをしている中では、(ソデイカ)はえ縄漁をしているという話を聞いたことがないんですよ。それで、端的に言えば、やっていないことに対して申請が上がってくることに對して、以前から思っていたんですけど、(ソデイカはえ縄漁を)やる気がないんじゃないかと思っているんですよ。やっているということを聞いていないので。そのような中で、この間沖縄から(沖縄海区漁業調整委員会委員が)いらっしゃった時に話をしたんですけど、沖縄海区はソデイカはえ縄漁は全面禁止となっておりますよね。漁業振興を図るためとありますけど、資源管理の観点から考えると、ソデイカはえ縄漁を行うことは資源管理から逆行するのではないかと思います。

茂野会長

(申請者は、ソデイカ)旗流し漁の実績はあるんですけども、ソデイカはえ縄漁の承認申請なんですけれども、ソデイカはえ縄漁の実績はないんですよ。そうした場合に、(申請者は)承認を受ける必要が(本当に)あるんですかね。それと、先ほど杉委員からあったように、沖縄の方では実績がないということでソデイカはえ縄漁を全面禁止にしているんですよ。そういう方向には進まないんですかね。

宋道事務局次長	<p>昨年度も同様の議論をしたような記憶がございますけれども、2申請者については、実質昨年度（ソデイカ）はえ縄漁の操業実績がないということで、こういう状況の中で申請が上がってくるということはいかかなものかという御意見はごもっともかと思えます。また、先ほど杉委員や茂野会長からもあったように、沖縄海区では希望する船がないということもあるんでしょうけれども、ソデイカはえ縄漁は禁止ということと、近年のソデイカ資源が減少傾向にあるということを考えて、はえ縄で海域をかなり、ある意味独占するような漁業でもあるかと思えます。ソデイカ旗流し漁船が増加してきているような傾向もございますので、資源管理や漁業調整の観点から実績のない船に今後も許可するのはいかかということをごもっともかと思えます。</p>
茂野会長	<p>それでは、今後の懸案事項として、来年度以降、承認申請を受けるかどうかということも含めて検討するというところでよろしいですかね。</p>
宋道事務局次長	<p>そうですね。関係漁協を通じて来年度に向けてどうしていくかということをもとめて申請者の意向などをきちんとヒアリングを進めて、実績がないようであれば（ソデイカはえ縄漁業の承認は）難しいという意見が海区委員会委員からあるということをお伝えしながら、再考を促すと言いますか、どうしていくのかということをお聞きしていきたいと思えますが、今回の申請につきましては、各申請者の所属する漁協の長からの御意見もありますので、その点も踏まえて御議論いただければと思えます。</p>
奥田委員	<p>申請だけして、承認を受けて、そういうような感じ（操業はしない）というのが見えるんですよ。申請だけしとけばいいやということで、やる気があるのかなのかということをお疑問に思えますよね。今年の実績もないとなれば、申請するのはもうやめてくださいと言ってもいいんじゃないですかね。</p>
茂野会長	<p>その議論は来年度以降と言うことで。今年度に関しては（認めても）いいんじゃないですかね。</p>
篤委員	<p>私も同様に考えていたんですけども、ソデイカ旗流し漁をしているわけで、ソデイカはえ縄漁業をわざわざ（申請）する必要がないんじゃないかと。（ソデイカ）旗流し漁業で十分に経営の向上をやられていると思えますので、もう申請者に対して、実績がなければ（ソデイカはえ縄漁の）申請はせずにソデイカ旗流し漁をやってくださいという風にするべきだと思います。</p>

それともう1点、もし承認をした場合に、承認証の中では操業区域というのほどのようなになるんですか。というのはですね、これは奄美海区の承認なものですから、実績の中で昔よく「大東島周辺」という言葉が出てきていたんですけども、大東島は沖縄海区ですので、その海域で（ソデイカ）はえ縄漁をするのはいかがなものかなという気もしますので、もし承認を出す時にはそういったものも操業区域として、（申請者）本人たちは海図で色を塗っているだけですけれども、そういったところをしっかりと明記した方がいいのではないかなと思います。

丸山書記

16ページを御覧ください。こちらに承認証のひな形が掲載されている訳ですけども、こちらのひな形を基に承認証を発行しておりまして、操業区域をこちらに記載し、操業期間と承認の有効期間は令和5年11月1日から令和6年5月31日まで、使用する漁船については申請のあった内容を記載し、また、その他制限又は条件を記載することとなります。

茂野会長

それでは、これ以上の質疑もないようですので、議事1については、原案のとおり承認することとしてよろしいですか。

各委員

（異議なし）

茂野会長

御異議がないようですので、議事1についてはそのように決定することとします。

【その他 令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会による国の関係省庁への要望活動について（報告）】

茂野会長

次に「その他」ということで、事務局から1点、追加で報告事項があるとのことなので、説明をお願いします。

丸山書記

それでは、議事事項ではあげておりませんでした。先日、全国海区漁業調整委員会連合会事務局より、令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会による国の関係省庁への要望活動を令和5年7月11日に実施をし、要望に対する国からの回答があったとのこと。令和5年8月31日付けで情報共有がありましたので、その他の項目の中で簡単に報告させていただきます。

資料2を御覧ください。まず1ページは、全国海区漁業調整委員会連合会事務局より、7月11日に要望活動を行い、その回答が国からあったので共有するとの内容の通知文になります。

要望項目及び要望先について、2ページから3ページに掲載しております。要望項目については、前回の委員会において結果概要を報告しました、今年5月に開催された「全国海区漁業調整委員会連合会総会」において協議し、承認されたもので、要望先についても、前回委員会で報告したとおり、水産庁、外務省、海上保安庁、国土交通省海事局になります。

4ページ以降は、全漁調からの要望に対する関係省庁からの回答内容になります。昨年度、当委員会において、九州ブロック会議への提出議題として御議論いただきました事項に係のあるものについては枠で囲っておりますので、お目通しをいただきければと思います。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

茂野会長

説明が終わりましたが、御意見や御質問はありませんか。

各委員

(特になし)

茂野会長

それでは、質疑もないようですので、この件についてはこれで終了いたします。

#### 【その他】

茂野会長

その他、事務局や委員のほうから何かございませんか。

宍道事務局次長

予定しておりませんでした、資料をもう一つつけさせていただいております。赤文字で「写」と書かれている資料でございます。

前回（の委員会開催前の時間で）、沖縄海区漁業調整委員会委員との意見交換会があったところですが、その中で、沖縄海区のソデイカ漁船が喜界島の早町漁港を基地にしてソデイカ漁業を操業するように近年なっているわけですが、その中で、沖縄の漁船と奄美海区の漁船との間で船間交信ができなくなっているということを改善していただきたいと申し入れをしていたわけですが、その後、相互の海区（事務局）間で調整した結果、喜界島漁協所属の漁船が一般的に1W無線の574チャンネルを使用しているということで、沖縄の漁船も奄美海区で操業する際には574チャンネルで交信をするようにということになりまして、沖縄の船は全てが1W無線を搭載しているわけではないということなんですけれども、1W無線を搭載している船だけでも交信ができるように574チャンネルを使いましょうということになりました。



それを受けて、沖縄海区のほうで、会長名で沖縄県の漁船に対してそのようにしてくださいという通知文書の発出を行ったということで10月17日付けの（沖縄海区の）上原会長名の文書が共有されたところでございます。そして、最後の（ページの）カラー刷りの資料があると思えますけれども、このような（会長名の文書に）資料を添付して、各漁協等で掲示をされるなりして所属漁船に周知を図られるという風に聞いているところです。

その旨の通知を受けて、1ページに戻りますけれども、奄美海区としても会長名で管内漁協に対し、本日付けで、沖縄海区からこのような知らせがありましたということで情報共有がありましたという旨の通知をし、管内漁船に574チャンネルを使って交信をするように周知いただくような依頼文書の発出をすることとなりました。

併せて、（沖縄海区委員との意見交換では、）旗数制限の話もあったかと思えます。最後（のページ）のカラー刷りの資料の中で、アンダーラインを引いて、奄美大島海区では50海里以内は予備を含めて30本以内、50海里以遠は予備を含めて50本以内、これは沖縄海区も同じですよということで、このような指示違反とならないように注意することということも併せて明示されている資料となっているということでございます。

以上、報告でございます。よろしく願いいたします。

茂野会長

はい、ありがとうございます。  
その他、何かございませんか。

丸山書記

次回の委員会につきましては、12月15、18、19日頃で日程を改めて調整させていただきます。どうぞよろしくお願い致します。

茂野会長

その他、委員のほうから何かございませんでしょうか。  
特にないようですので、以上で、本日予定されておりました全ての議事を終了いたします。議事進行に御協力いただき、ありがとうございます。

山之内事務局長

それでは、以上をもちまして、第273回奄美大島海区漁業調整委員会を閉会いたします。本日はどうもありがとうございました。

議事録署名

茂野 拓真



中田 留弘



鳥居 享司

